



# 小田小だより

令和2年 12月号

〒236-0052 横浜市金沢区富岡西1丁目69番1号 Tel.045(775)3011

<http://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/es/koda/>

横浜市立小田小学校

## 人権って・・・

校長 村上 裕江

12月1日から10日まで、小田小学校では、人権週間として、友達同士お互いを大切にしよう心と行動を考える期間としています。「人権」について、改めて考えてみました。

「人権」がどのように、規定されているかをまず見てみます。

### 日本国憲法

「基本的人権」第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

### 世界人権宣言

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

いずれも、生まれながらにもっているとても大切な権利であることがわかります。思い返してみると、「人権」が、このようにすべての人にとって、とても大切な権利であることを改めて気付かされたのは、私は、平成に入ったばかりの頃でしたが、皆さんは、いつの頃でしょうか。学校で既に習っていたという方、書籍や報道から分かったという方、職場や地域関係で分かったという方、様々だと思います。しかし、子どもの頃から生活の中で自然に、一人一人の思いを大切にしようことを経験しながら、その大切さ、心地よさを感じ取ってほしいと、小田小学校では、毎年、人権週間に人権標語を作成しています。

「人権」を考え意識する機会をつくるという事は、教育の大きな使命だと私は考えています。それぞれのクラスで、日常の場面から子どもたちが感じ取ったことを人権標語で表していますので、個人面談でご来校された折には、ぜひ、ご覧ください。